

副 本

疎乙第 2 号証

陳 述 書

平成24年7月23日

東京地方裁判所民事第9部 御中

国会記者会事務局長 佐 賀 年



一 経歴

私は、昭和48年に共同通信社に入社し、北九州支局、名古屋支社編集部、本社政治部、静岡支局長、山形支局長などを経て、平成18年に退社しました。その後、平成21年9月に国会記者会事務局長に就任し、現在に至っています。

二 国会記者会の組織等

- 1 国会記者会は、「国会に関する取材、報道について、会員の共同の便益をはかり、また会員相互の親睦と向上をめざすことを目的」（規約第3条）として設立され、現在、報道機関153社を構成員とする任意団体であり、いわゆる権利能力なき社団です。規約第5条2号には国会記者会の業務の一つとして「国会記者会館の運営、管理」が規定されています。
- 2 国会記者会の代表者は、4人の常任幹事です。規約第8条第1号に「幹事会は会を代表し、第五条に規定する業務の決定、実施にあたる。」とありますが、19名の幹事（規約第7条1号）による幹事会は年に2回しか開催されず、現実には幹事会が代表権を行使することはありません。第8条第2号に「また緊急時には本会を代表して、本会の一切の運営にあたる。」という規定が存在することもあって、現実には、4人の常任幹事が代表権を行使しています。
- 3 常任幹事選出に関しては、規約第7条2号に基づく細則、具体的には「幹事、常任幹事選任細則」（疎乙1参照）の第2条により、①1人は共同通信の政治部長、②1人は毎日、朝日、読売三紙の政治部長から輪番で選出、③1人は民

放各社から選出、④1人は日経、中日、西日本、北海道、時事通信、サンケイ、NHKから選出することになっています。常任幹事の任期は1年（規約第7条末尾）で、始期は会計年度にあわせて毎年4月1日からとなっています。任期途中で会員社内の人事異動があった場合は、後任者が3月末日までの残任期をつとめます。

- 4 常任幹事の輪番に関しては、本陳述書末尾に添付の「常任幹事会の輪番」のとおりであり、幹事会や会員総会による選任手続は存在しません。輪番表に従って平成24年4月からは共同通信、朝日新聞、テレビ東京及び西日本新聞の四社から選出されており、現在の常任幹事は、共同通信の政治部長鈴木博之さん、朝日新聞の政治部長曾我豪さん、テレビ東京の政治部長萬直樹さん及び西日本新聞の東京支社報道部長友安潔さんの4人です。



三 国会記者会館について

- 1 国会記者会館の土地及び建物は衆議院の所有です。国会記者会は、昭和44年3月から現在にいたるまで、衆議院から、国会記者会の建物を国会関係取材のための新聞、通信、放送等報道機関の事務室として使用することを認められています。
- 2 国会記者会は、衆議院からの使用許諾に基づき、国会記者会館の建物及び敷地を占有使用しています。建物は4階建てですが、1階には国会記者会の事務局が使用する事務室のほか食堂、喫茶、理髪店が入居しています。2階から4階は、34部屋ほどの小部屋に分かれており、国会記者会の会員である報道機関が取材拠点として使用しているほか、共用の会議室があります。
- 3 屋上には、空調関係の設備やアンテナ等が設置されており、そもそも一般の人が立ち入ることを想定した構造ではありません。屋上の表面は、ゴムシートにウレタン塗膜シートを重ねたいわゆる防水シートで覆われているだけであり、重量物を設置すると防水シートを傷つけて雨漏りの原因となる可能性があります。

ります。屋上入口扉は国会記者会の事務局により常時施錠されており、その鍵は事務局が保管しています。

四 屋上利用について

- 1 時期は不明ですが、首相官邸や国会周辺の撮影取材のために、国会記者会の会員である報道機関が屋上への立入許可を求めるようになりました。屋上の構造上の問題もありますので、国会記者会としては、重量物の持ち込みを制限した上で取材のための屋上立入を特別に許可し、その都度、職員が、屋上入口扉を解錠して屋上での撮影取材をさせ、取材が終り次第直ちに再び施錠するという作業を行っています。
- 2 今年7月6日、会員ではない特定非営利活動法人 OurPlanet-TV（代表者・白石草氏）から、市民集会取材のために国会記者会館の屋上を使わせて欲しいという申出がありました。前週6月29日に一部のネット関係取材者などが無断で屋上に立ち入るなど混乱した事態となったことも踏まえて、私の判断でお断りしました。その後、7月12日に OurPlanet-TV の代理人弁護士からファクスにより屋上取材の申入書が送られてきました。そして、13日午後4時40分ごろ、代表者の白石氏と弁護士3人が国会記者会館の事務室を訪ね、私が対応しました。私は事前に常任幹事4人に相談し、常任幹事から OurPlanet-TV の屋上取材は認めない方針を示されていたため、彼らの屋上への立ち入りは認めませんでした。
- 3 今回、OurPlanet-TV らから施設立入仮処分の申立がありましたが、彼らの主張はあまりにも乱暴です。いくら取材の自由があるといっても、それは適法かつ正当でなければならないと考えます。ジャーナリストであっても、管理者の許可を得ることなく他人が管理している土地建物に立ち入ってビデオ撮影をする行為は違法行為だと思います。ビデオ撮影が「取材活動である」との理由によって、その行為の違法性がなくなることはないはずです。

4 国会記者会館の屋上は、国会記者会が現に管理しており、第三者の立ち入りについて許可するか許可しないかは我々国会記者会が判断することです。彼らには、我々の意思に反して、国会記者会が現に管理している国会記者会館の屋上に立ち入ることを請求する権利は到底認められないと思います。

(了)



◎常任幹事会の輪番

年 度	I グループ		II グループ	III グループ
平成24年度 2012	共 同	朝 日	西日本	テレビ 東京
平成25年度 2013	共 同	読 売	NHK	日本 テレビ
平成26年度 2014	共 同	毎 日	日 経	TBS テレビ
平成27年度 2015	共 同	朝 日	中 日	フジ テレビ
平成28年度 2016	共 同	読 売	産 経	テレビ 朝日

※ 各年度の順番は以下の3グループを組み合わせて作る。
4月1日をもって交代する。

I 共同 毎日 朝日 読売

II NHK 日経 中日 産経 時事 北海道 西日本

III 日本テレビ TBSテレビ フジテレビ

テレビ朝日 テレビ東京